新住居表示「宇美中央」誕生【宇美中央一丁目～四丁目】

10月13日(土)から大字宇美の一部(早見区の一部、上宇美一区の一部、鎌倉区の一部)の住居表示を実施します。
これまでの「宇美町大字宇美〇〇番地」から「宇美町宇美中央〇丁目△番□号」に表示方法が変わります。
新しい郵便番号は「811-2128」です。

住居表示を実施することで、住所変更の手続きが必要となりますが、役場備え付けの公簿類（住民票、印鑑登録原票及び選挙人名簿など）は自動的に書き換えられます。

本人の手続きが必要となるものには、次のようなものがあります。

●運転免許証の住所変更
（次回の更新時でも差支えありませんが、免許証を各種お手続きで利用される方は、お早めに変更してください）

●不動産登記簿に記載されている所有者名義人の住所変更
（売買、相続時で可）

●会社などの法人及び代表者の住所変更登記など
（商業・法人登記につきましては、本店所在地を管轄する法務局（福岡法務局本局等）にてお手続きが必要になりますが、支店の有無等により取り扱いが異なります。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

この場合に使用する住居表示変更証明書や、登記の登録料は無料です。

なお、「住居表示変更証明書」は10月15日(月)から住民課、産業振興課で発行しますので、必要な方は、本人確認ができる身分証明証などをご持参ください。

※同一世帯の方以外は、委任状が必要になります。

●通知用無料はがき配布
新住所を親戚、知人、取引先などに通知するために、郵便料が無料の通知用はがきを1世帯あたり50枚配布します。50枚以上必要な方は産業振興課までお申し出ください。

☆住居表示の実施に伴い、10月13日(土)は、役場備え付けの証明書自動交付機が使用できません。

●問い合わせ
産業振興課
TEL934-2223
商業、法人登記に関すること
福岡法務局本局法人登記部門
TEL721-9306

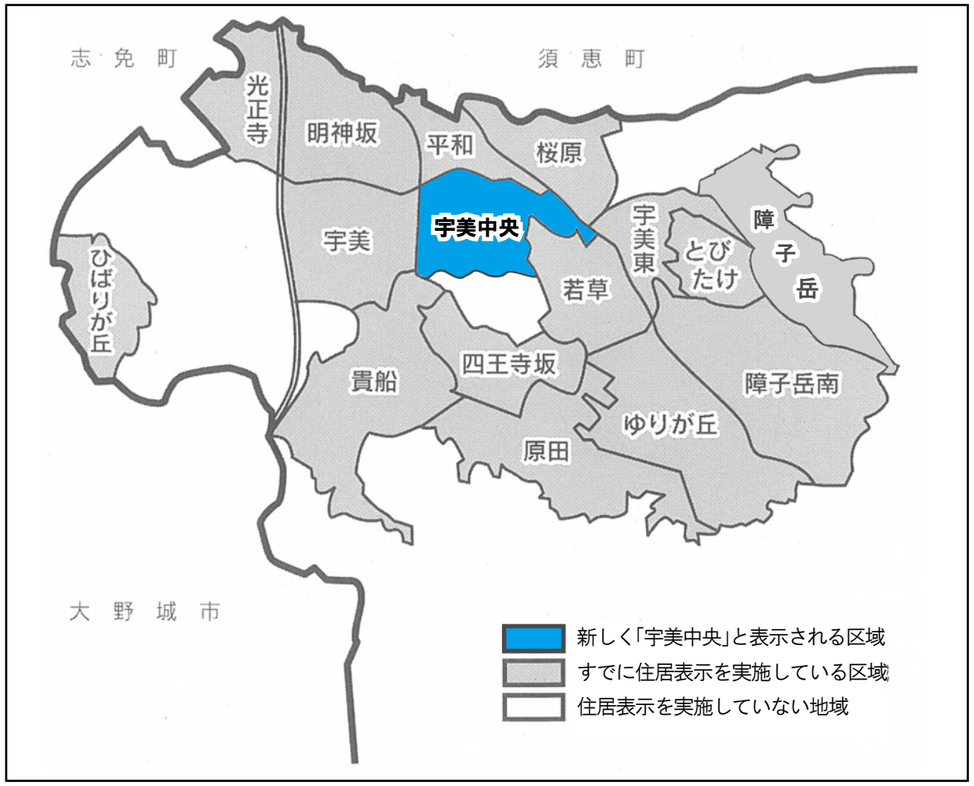

住所表示新町界・新町名及び街区割図

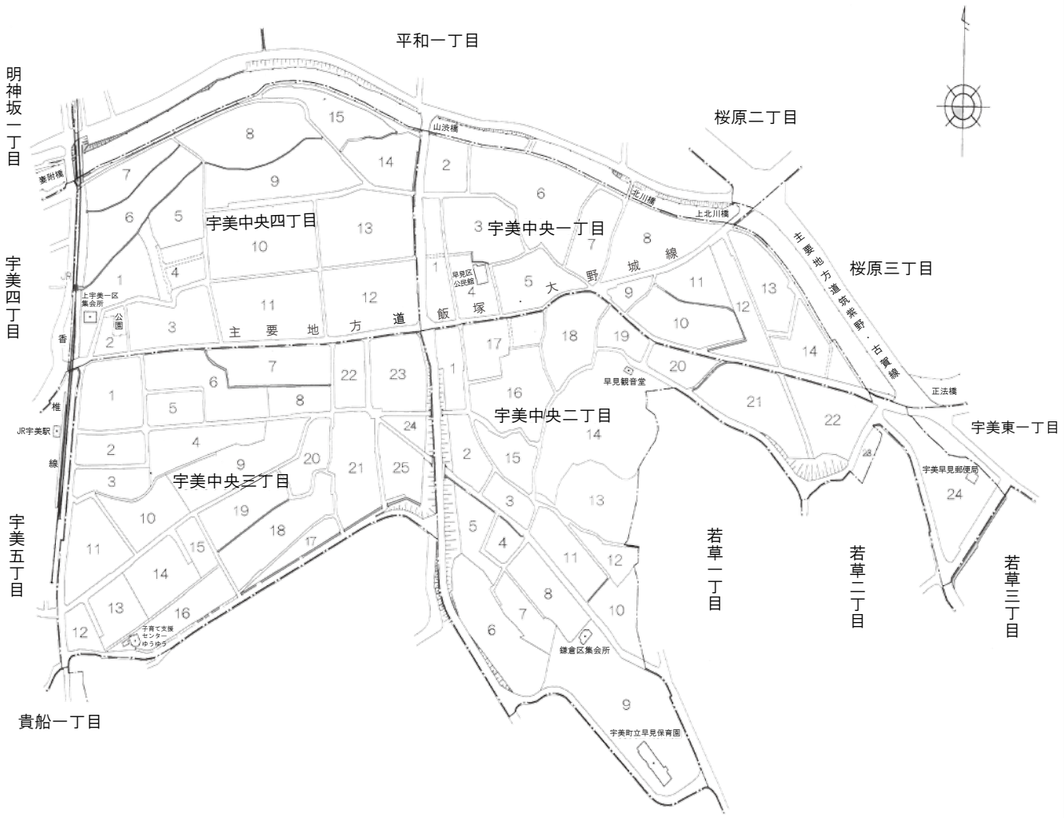

新しい住所の表示方法（例　早見保育園）

今までの住所
宇美町大字宇美3351番地25

新しい住所
宇美町宇美中央二丁目9番26号

※郵便番号は次のように変わります。
「〒811-2101」
↓
「〒811-2128」

※各街区の角には緑色の〝街区表示板を、各建物には門柱などの道路から見えやすい場所に緑色の〝住居表示板〟を設置します。

※住所の表示が変わっても現在の行政区や組合は変わりません。

※区域内の各世帯には、住居表示板の設置にお伺いの際に、「新しい住居表示」というパンフレットを配布します。

住居表示板の設置例
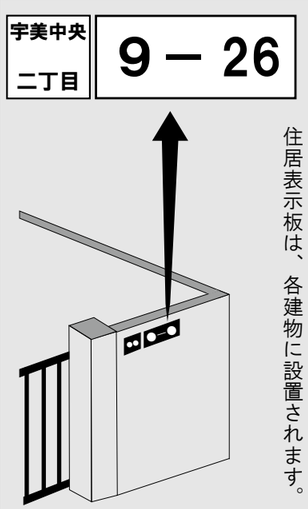
住居表示板は、各建物に設置されます。